

本巢市留守家庭教室業務支援システム導入及び運用業務委託に係る仕様書

1 業務名

本巢市留守家庭教室業務支援システム導入及び運用業務

2 業務目的

本業務は、本巢市留守家庭教室へ業務支援システム（以下「本システム」という。）の導入により、児童の安全確保、保護者の利便性の向上及び職員の業務負担の軽減を図ることを目的とする。

3 期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 対象施設

本巢市留守家庭教室（7ヶ所）

施設名	住所	児童数（定員）	職員数
外山留守家庭教室	本巢市神海1328-3	30	4
本巢留守家庭教室	文殊179	110	14
席田留守家庭教室	郡府37	110	13
一色留守家庭教室	見延16	75	6
土貴野留守家庭教室	七五三658	40	8
真桑留守家庭教室	下真桑223-1	200	17
弾正留守家庭教室	政田2100	90	15

5 業務内容

本巢市留守家庭教室における利用児童の入退室を管理するシステム導入及び運用業務を行う。

（1）設置機器台数

ア ICカードまたはQRコード等リーダー：7台（各施設1台）

イ ICカードまたはQRコード等：700人分

ウ 各機器の接続に必要なケーブル類：7台分

（2）機能要件

別紙1「機能要件一覧」の要件を満たすこと

(3) システムの管理・運用

- ア システムはクラウド型で構築するものとし、システムのバックアップ、サーバーの運用監視及びデータセンターの保守管理を行うこと
- イ 留守家庭教室の増設等により、増減があった場合は柔軟に対応すること
- ウ 本システムで使用するアクセス回線及び利用端末は別途購入する。本システムの要件などを考慮し、受注者と協議後、市において調達する。また、利用者端末の初期設定は受注者にて実施する。
- エ 本システムのアクセス回線はWi-Fi環境への対応も考慮すること。
- オ 発注者が別途購入する利用者端末は本業務に適した機器等を提案すること（タブレット、プリンター等）
- カ 本システムが動作可能な端末環境（OS、ブラウザ等）を提案すること。なお、利用するOS等の終了等に伴い、環境が変更になる場合には、本システムの動作検証等の必要な対応を行うこと。
- ク 24時間365日サービス提供が可能となっていること（システムメンテナンス等による停止は除く。ただし、計画的な停止は留守家庭教室等の休業日とし、7日前までに幼児教育課に事前連絡を行い、承諾を得ること

(4) システムの稼働支援等

- ア 研修
 - 職員等が操作を問題なく習得できるよう、基本操作研修やシステム管理者研修等の操作研修を実施すること
- イ 稼働支援
 - (ア) 利用児童の登録に係る支援業務及びその他システム導入に関する支援業務を実施すること
 - (イ) 問い合わせ窓口を設け、平日の午前9時から午後5時の間対応すること
- ウ マニュアル作成
 - システムマニュアルを作成し、システム環境が変更された場合には、随時マニュアルも刷新すること。（保護者マニュアルを含む）
- エ 保守
 - システムについては運用期間中の保守を行うこと

6 個人情報保護及びセキュリティ対策

- (1) 個人情報を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月3日法律57号）、本巢市個人情報の保護に関する条例（平成16年2月1日条例第9号）及びセキュリティポリシーを遵守すること。

- (2) システム使用の際には、I Dとパスワード等により利用認証を行うこと。また、I Dごとに操作できる機能・権限を設定可能とすること。
- (3) 日常的な保守・管理に専任の職員を必要としない機器であるとともに、停電・機器トラブル時における体制を整え、バックアップ対策及びデータの損失・破壊の予防策があること。また、メンテナンスについては日常的に応じられる体制があること。

7 その他

本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途本巢市と受注者との協議のうえ、対応を決定すること。